篠山市歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 篠山市内に所在する文化財を総合的にとらえ、積極的な保存及び活用を図り、 歴史及び文化を活かした地域づくりの在り方を篠山市歴史文化基本構想及び保存活 用計画として策定するため、篠山市歴史文化基本構想等策定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行い、その結果を教育委員会へ報告するものとする。
- (1)歴史文化基本構想の策定に関すること。
- (2)保存活用計画の策定に関すること。
- (3)市内に所在する文化財の調査に関すること。
- (4) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、市民、学識経験者、行政関係者から教育長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。 (委員長等)
- 第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を各1人置く。
- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代行する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、第2条に定める事業を遂行するため、必要に応じ関係者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、説明、その他必要な協力を求めることができる。 (専門部会)
- 第7条 委員会は第2条に定める事業を専門的に調査及び検討するため、文化財調査専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。
- 2 専門部会は、調査の経過及び結果を委員会へ報告する。
- 3 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織し、必要に応じ文化財調査専門委員 (以下「専門委員」という。)を置くことができる。
- 4 専門委員は、教育長が委嘱する。
- 5 専門委員は、委嘱された特別の理由に関する事項が終了したときは、解嘱するもの とする。

(事務局)

- 第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育・文化財課において行う。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会が 別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。